

COP24の結果と今後の課題

第14回地球温暖化に関する中部カンファレンス

2019年1月10日

高村 ゆかり(東京大学)

Yukari TAKAMURA (The University of Tokyo)

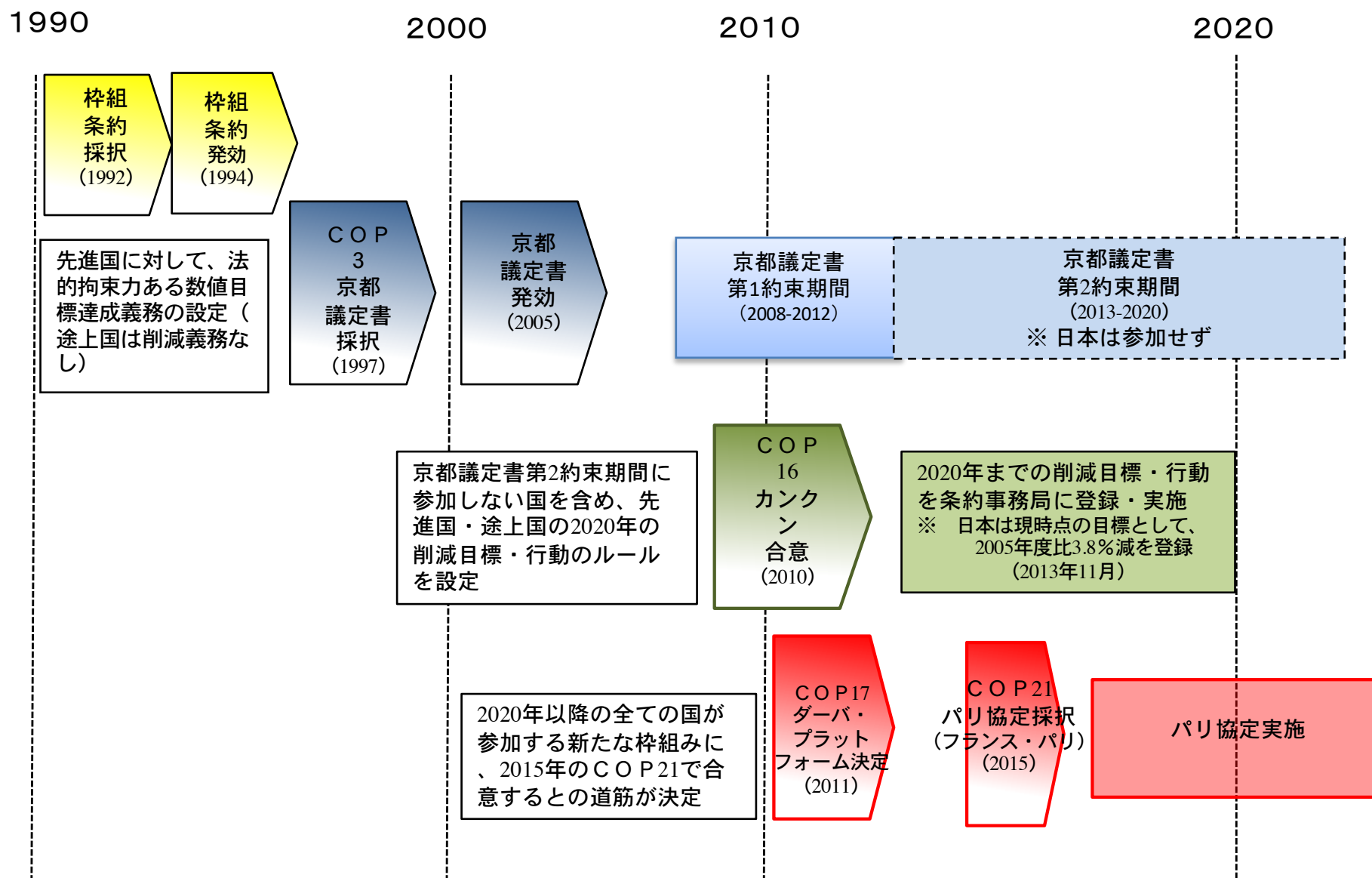
E-mail: yukari.takamura@ir3s.u-tokyo.ac.jp

- パリ協定とCOP24の位置
- COP24での決定事項と注目点
- その他の注目点
- 今後の見通しと課題

温暖化交渉の展開

- 1992年 地球サミット(リオサミット): 国連気候変動枠組条約採択(1994年発効)
- 1997年 COP3(京都会議): 京都議定書採択(2005年発効)
- 2010年 COP16(カンクン会議): カンクン合意(2020年までの国際ルール合意)
- 2015年12月 COP21(パリ会議): パリ協定採択
- 2016年11月4日 パリ協定発効
- 2016年11月 COP22(マラケシュ会議) = パリ協定の最初の締約国会議(CMA1)
- 2017年11月 COP23(フィジー/ボン会議)
- 2018年12月 COP24(カトヴィツェ会議) = パリ協定の実施ルール採択
- パリ協定の締結状況
 - 183カ国+EUが批准。世界の排出量の89%以上を占める(2019年1月4日時点)

気候変動に関する国際交渉の展開



パリ協定の概要

規定	主要な規定事項
前文・定義(1条)・目的(2条)・原則(3条)	協定の目的、全ての国の野心的な努力、努力の進展、途上国への支援の必要性
排出削減策(4条)・森林、REDDプラス(5条)、市場メカニズム(6条)	長期目標、各国目標(提出/保持/国内措置実施)の義務、目標の条件、差異化、支援、情報提出義務、目標提出の時期・時間枠、中長期低炭素戦略、森林、REDDプラス、市場メカニズムなど
適応(7条)・損失と損害(ロス & ダメージ)(8条)	世界の適応目標、協力の責務、各国の適応計画実施義務、ワルシャワ国際メカニズム、ロス&ダメージの理解、活動、支援促進の責務など
資金(9条)	先進国の支援義務、途上国の自発的支援、情報提出義務、資金メカニズムなど
技術開発・移転(10条)	世界ビジョン、技術メカニズム、技術枠組みなど
能力構築(11条)・教育・公衆の認識向上(12条)	目的、原則、支援の提供、報告、組織など
行動・支援の透明性(13条)	各国の行動・支援の進捗報告、レビューなど
全体の進捗評価(14条)	全体の進捗評価の目的、範囲、2023年開始、5年ごとの評価、各国目標との関係
実施と遵守の促進(15条)	実施と遵守の促進ための手続と組織
組織事項(16-19条)	締約国会議(CMA)、補助機関、事務局など
発効要件など(20-29条)	発効要件(批准国数、排出量割合など)、紛争解決など

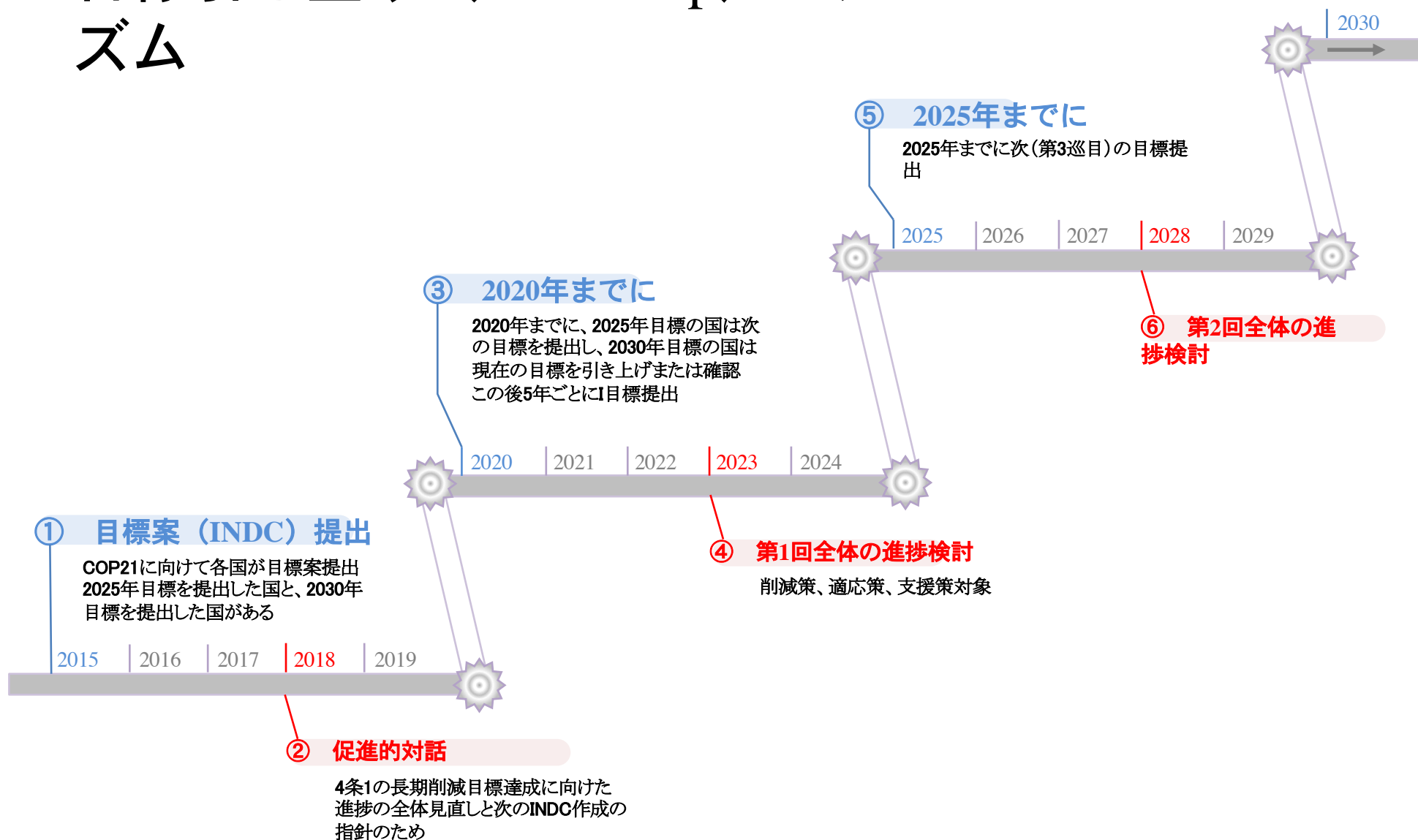
パリ協定のポイント

- 国を法的に拘束する国際条約（京都議定書と同じ）
- 脱炭素化を目指す明確な長期目標
 - 気温上昇を2°Cを十分に下回る水準に抑制。1.5°Cの努力目標
 - 今世紀中の「排出実質ゼロ」「脱炭素化」
- 5年のサイクルの目標引き上げメカニズム（ratchet-upメカニズム）
 - 全体の進捗評価をし、各国が今より高い削減目標を提出することで、長期目標に近づいていく仕組み
- 排出削減だけでなく、温暖化の悪影響への適応、資金などの支援策も定める
- 絶妙できめ細やかな差異化：二分論からの転換

パリ協定の排出削減のメカニズム

- パリ協定は、目標を作成し、提出し、達成に向けて国内措置を実施することをすべての国共通の法的義務とする
- 目標に関して一定の条件付け
 - 先進国は国別絶対排出量目標を約束する責務。途上国も時間とともにそちらに移行(“同心円の差異化”)
 - 次の目標はその時のその国の目標をこえるものでなければならず、その国ができる最も高い削減水準でなければならない(4条3) = progression/no-backsliding(後戻り禁止)と最高水準の削減努力
 - 5年サイクルの定期的な目標引き上げプロセス(Ratchet-up mechanism)を置く
- 2050年頃を目処とする低炭素発展戦略を作成し、提出する責務(4条19)。2020年までに提出要請(1/CP.21)
- 2年ごとに各国の目標とその進捗について検証する手続
- 遵守促進のメカニズム

目標引き上げ（ratchet-up）メカニズム



COP24(カトビツェ会議)の 位置づけと注目点

- 2018年～2020年の重要性: パリ協定の本格始動に向けた制度整備と実施の準備
- パリ協定実施規則(ルールブック)合意
- 2020年の目標提出と目標引き上げメカニズム
 - 2018年のタラノア対話(促進的対話)
- 米国、ブラジルなどの動向
- 自治体やビジネスなどの非国家主体の取り組み

2020年までの道筋

	2017年 1-6月	2017年 7-12月	2018年 1-6月	2018年 7-12月	2019年 1-6月	2019年 7-12月	2020年 1-6月	2020年 7-12月
COP議長国	フィジー		ポーランド		チリ		西洋その他(予定)	
G7議長国	イタリア		カナダ		フランス		米国	
G20議長国	ドイツ		アルゼンチン		日本		サウジアラビア	
UNFCCC 京都議定書 パリ協定		・COP23	タラノア対話			・COP25 ・IPCC海 洋特別報 告書、土 地・土壌 特別報告 書(9月)	・約束草案(INDC)提 出期限 ・2050年長期低炭素 戦略提出期限	
	パリ協定実施規則交渉			・COP24 ・パリ協定 実施規則 合意 ・IPCC1.5 度特別報 告書(10 月)				・COP26
国連などの動 き		・One Planetサ ミット(パ リ・12月)		・カリフォ ルニア気 候サミット	・モントリ オール議 定書HFC規 制開始(1 月)	・国連気候 サミット(9 月)	・CBD COP15 ポスト愛知 目標(予定) ・ICAO 市場メカニズム開 始(予定)	
各国の出来 事など	・米国パリ 協定脱退 表明(6月)			・米国中間 選挙(11 月)	・欧州議会 選挙			・米国大統 領選挙(11 月)

パリ協定の実施指針 主な項目

4条 緩和	①NDCの特徴(4条の項目、目標の定量化等追加項目 など) ②明確性・透明性・理解促進のための情報(削減目標年、期間、対象ガス など) ③アカウンティング(IPCCに基づくGHGの算定方法、6条や土地セクター など)
7条 適応	①適応報告書(報告事項(例:気候変動による影響と脆弱性の評価) など)
6条 市場メカニズム	①協力的アプローチ(JCMタイプ。アカウンティングの方法、二重計上防止 など) ②国連管理型市場メカニズム(CDMタイプ。ルール、手続き、ガバナンス など) ③非市場アプローチ
9条 資金 (※適応基金など協定に位置づけられてない資金交渉あり)	①資金支援に関する予測可能な事前情報の提出(9条5) ②気候資金のカウント方法(気候資金の定義の要否 等)(9条7) ③適応基金(パリ協定に帰属する時期、財源、ガバナンス など) ※実施指針の対象にはなっていないものの、「2025年に先立つ、新たな資金目標の設定」も途上国からの関心が高い。(現時点の目標:2020年から2025年まで、毎年1000億ドル)
13条 透明性	①方法、手続き及び指針(途上国に対する柔軟性の付与、GHG排出量の基準年や方法論、NDCの進捗状況、適応、支援、など)
14条 グローバル・ストック・テイク	①情報源(IPCC報告書、NDCの実施状況、適応の実施状況 など) ②実施方法(インプットの収集、技術的フェーズ、政治的フェーズ など)
15条 実施・遵守	①実施・遵守委員会の活動範囲(スコープや情報源 など) ②同委員会運営にかかる手続き(選挙や開催頻度、意思決定方法 など) ¹¹

パリ協定のルールブックの交渉

- パリ協定作業計画 (Paris Agreement work programme (PAWP))
- パリ協定のルールブック作成は複数の機関が並行して作業
 - パリ協定に関する特別作業部会 (APA)
 - COP24の決定でAPAの作業は完了
 - 実施に関する補助機関 (SBI)
 - 科学的及び技術的助言に関する補助機関 (SBSTA)
 - 締約国会議 (COP)

COP24決定(1)

- 1/CP.24 【overarching decision】
- Matters relating to Article 4 of the Paris Agreement and paragraphs 22–35 of decision 1/CP.21【排出削減策】
 - ①“Further guidance in relation to the mitigation section of decision 1/CP.21” (FCCC/CP/2018/L.22);
 - ② “Modalities and procedures for the operation and use of a public registry referred to in Article 4, paragraph 12, of the Paris Agreement” (FCCC/CP/2018/L.8);
 - ③“Modalities, work programme and functions under the Paris Agreement of the forum on the impact of the implementation of response measures” (FCCC/CP/2018/L.17);
- ④Matters relating to Article 6 of the Paris Agreement and paragraphs 36–40 of decision 1/CP.21(FCCC/CP/2018/L.28)【市場メカニズム】

COP24決定(2)

- Matters relating to **Article 7** of the Paris Agreement and paragraphs 41, 42 and 45 of decision 1/CP.21 **【適応策】**
 - ⑤ “Further guidance in relation to the adaptation communication, including, inter alia, as a component of nationally determined contributions, referred to in Article 7, paragraphs 10 and 11, of the Paris Agreement” (FCCC/CP/2018/L.21);
 - ⑥ “Modalities and procedures for the operation and use of a public registry referred to in Article 7, paragraph 12, of the Paris Agreement” (FCCC/CP/2018/L.9);
 - ⑦ “Matters referred to in paragraphs 41, 42 and 45 of decision 1/CP.21” (FCCC/CP/2018/L.14);

COP24決定(3)

- Matters relating to **Article 9** of the Paris Agreement and paragraphs 52–64 of decision 1/CP.21【資金】
 - ⑧ “Identification of the information to be provided by Parties in accordance with Article 9, paragraph 5, of the Paris Agreement” (FCCC/CP/2018/L.15);
 - ⑨ “Modalities for the accounting of financial resources provided and mobilized through public interventions in accordance with Article 9, paragraph 7, of the Paris Agreement”;
 - ⑩ “Matters relating to the Adaptation Fund” (FCCC/CP/2018/L.11);
- Matters relating to **Article 10** of the Paris Agreement and paragraphs 66–70 of decision 1/CP.21【技術】
 - ⑪ “Scope of and modalities for the periodic assessment referred to in paragraph 69 of decision 1/CP.21” (FCCC/CP/2018/L.3);
 - ⑫ “Technology framework under Article 10, paragraph 4, of the Paris Agreement” (FCCC/CP/2018/L.7);

COP24決定(4)

- Matters relating to **Article 13** of the Paris Agreement and paragraphs 84–98 of decision 1/CP.21【**透明性＝報告・審査**】
 - ⑬ “Modalities, procedures and guidelines for the transparency framework for action and support referred to in Article 13 of the Paris Agreement” (FCCC/CP/2018/L.23);
- Matters relating to **Article 14** of the Paris Agreement and paragraphs 99–101 of decision 1/CP.21【**グローバルストックテイク＝全体の進捗評価**】
 - ⑭ “Matters relating to the global stocktake referred to in Article 14 of the Paris Agreement” (FCCC/CP/2018/L.16);
- Matters relating to **Article 15** of the Paris Agreement and paragraphs 102 and 103 of decision 1/CP.21【**遵守**】
 - ⑮ “Modalities and procedures for the effective operation of the committee to facilitate implementation and promote compliance referred to in Article 15, paragraph 2, of the Paris Agreement” (FCCC/CP/2018/L.5);

排出削減策 (mitigation) のガイダンス の要点 (1)

- 各国の目標 (Nationally Determined Contribution; NDC) に関する情報提出もアカウンティングについても、先進国、途上国の区別なく、どの締約国も、情報を提出する義務があり、アカウンティングのルールに従い、説明する義務がある
- NDCの適用範囲がMitigationだけなのかという争点に直接的な回答を与える規定はないが、NDCに関する情報もアカウンティングもMitigationに関する情報、アカウンティングを中心にそれぞれの附属書が定めている。なお、Para. 8はmitigation以外の情報の提出を妨げないとしている

排出削減策のガイダンスの要点(2)

- NDCに関する情報もアカウンティングについても、ここで決定するガイダンスは第2回(2025年)提出NDCとその後のNDCに適用。第1回(2020年)提出NDCについては任意(ただし情報に関するガイダンスについては強く推奨)
- 情報に関するガイダンスもアカウンティングに関するガイダンスも、2027年のパリ協定の締約国会合(CMA)10で見直し開始、2028年のCMA11で検討・決定を採択

排出削減策のガイダンスの要点(3)

- 各国が作成するNDCについて追加的な条件付けを狙った「Features」のガイダンスについては今回合意なし
 - 2024年のCMA7で追加ガイダンスの検討を継続(para. 20)としているが、CMAが決定する時期について定めがない。仮に2024年にガイダンスに合意したとしても、適用は2030年提出NDCからか？
- 共通の時間枠についても今回合意なし。2025年に何年目標を出すか、といったNDC設定時の時間的な枠を設定することを交渉する議題
 - 2019年6月のSBIで継続審議は決まるにしても、CMAが決定する時期について定めがない

パリ協定における市場メカニズム

- 市場メカニズム(6条)

- 締約国が自主的な協力を行うことを承認(6条1)し、目標達成に向けてクレジットの国際的移転が伴う協力アプローチ(cooperative approaches)をとる場合の条件を定める(6条2)
 - 持続可能な発展の促進、環境十全性と透明性の確保、強固なアカウンティング、とりわけダブルカウンティングの回避の確保
 - ガイダンスについてはCMA1で採択
 - JCMからのクレジットを各国の目標達成に利用することが国際的に承認される道ができた(一定の国際ルールに従うことが条件)
 - 国・地域の排出量取引制度の連結も対象となりうる
- 削減と持続可能な支援に貢献するメカニズムの設置(6条4)
 - CMAが指定する機関により監督＝CDM likeなメカニズム
 - ルールについてはCMA1で決定(6条7)
 - ダブルカウンティングの防止(6条5)
 - 一部の利益を脆弱国の適応費用支援に(6条6)
- 非市場アプローチの枠組みも設置(6条9)

市場メカニズムの争点

- 国際的に定める6条2のガイダンス、6条4の規則の範囲
 - 特に6条2のガイダンスの範囲
- ダブルカウンティング防止のためのルール
 - 各国の目標間のダブルカウンティング
 - 6条2と6条4のダブルカウンティング
 - UNFCCCの外側の制度とのダブルカウンティング
- 京都議定書の制度、特にCDMの取り扱い
 - 既存のプロジェクトの取り扱い
 - 発行された(発行される)排出枠の取り扱い
- 途上国も目標を持ち、かつ各国目標が多様である中でのルールづくり

市場メカニズム（6.2条、6.4条、6条8）

- 議長案を基にCOP24の最終盤まで交渉されたが、**合意に至らず**
- 議長案に盛り込まれている案文を考慮して、**2019年のCMA2で採択するよう、SBSTAが検討を継続**（決定para. 3）
- **13条：透明性のルール**（後述）で、市場メカニズムに関する報告内容を定める

透明性(L.23)の要点(1)

- 先進国と途上国の区別のない一つの枠組み
 - ただし、能力に照らして必要となる途上国には、透明性のルール(MPG)の定める範囲で柔軟性が与えられる
 - すべての途上国ではない。能力に欠く途上国のみ
 - 柔軟性が与えられる途上国かどうかは、それぞれの途上国が判断(self-determined)
 - 適用する規定、能力の欠如、能力改善に必要な時間枠について明示的に示すことが必要
 - ただし、柔軟性に関する途上国の決定、能力の水準については、専門家審査チームは審査をしない
 - 隔年透明性報告書において、できる限り、改善する分野に関する情報を盛りこむべき(should)
 - かかる情報は、専門家審査の対象にはならないが、改善する分野について専門家審査チームとの議論や能力構築のニーズの特定の指針となる

透明性(L.23)の要点(2)

- 隔年透明性報告書
 - 国家排出インベントリーの提出(shall)
 - 各国目標(NDC)の実施と達成の進捗を追跡するのに必要な情報の提出(shall)
 - 7条に基づく気候変動影響及び適応に関する情報の提出(should)
 - 先進国は、13条9の支援に関する情報を提出(shall)。その他の国はかかる情報を提出すべき(should)
 - 途上国は、必要とされ受け取る支援に関する情報を提出すべき

透明性(L.23)の要点(3)

- 専門家審査(Technical expert review)
 - 専門家審査で行うこと
 - 情報の一貫性
 - NDCの実施と達成の検討
 - 関係する場合、提供する支援の検討
 - 13条の実施に関する改善の分野の特定
 - 能力に照らして必要な途上国について、能力構築のニーズの特定への支援
 - 専門家審査で行ってはならないこと
 - 政治的判断
 - NDCの十分さまたは適切さの審査
 - 国内措置の十分さの審査
 - 提供する支援の十分さの審査
 - 能力に照らして柔軟性が必要となる途上国について、柔軟性を適用する判断

透明性(L.23)の要点(4)

- 専門家審査(Technical expert review)の方法
 - 集中審査(centralized review): 単一の集中的な場所で数力国審査
 - 現地審査(in-country review)
 - 書面(遠隔)審査(desk review)
 - 国家排出インベントリーの簡素審査(simplified review)
 - 事務局が審査を行い、その結果を審査する
- 基本的には集中審査か書面審査
 - 一定の要件(例えば最初の隔年透明性報告書)を満たすものについては、現地審査

透明性(L.23)の要点(5)

- 進捗に関する促進的な多数国間検討(Facilitative, multilateral consideration of progress)
 - 対象は、9条に基づく努力とNDCの実施及び達成
 - 提出された情報と専門家審査報告書などを検討対象
 - 2段階からなる: ①書面の質疑応答段階、②SBI会期中に開催される作業グループ会合段階
 - 専門家審査報告書が出たらできるだけ早く行う

図 先進国の2020年目標の検証のしくみ

2014年1月1日
までに最初の隔
年報告書提出

隔年報告書（2年に一度）

＊4年に一度は国別報告書も

BR指針採択
（COP17）

削減目標に関する情報（条件、想定、基準年、目標達成手段など）

削減目標達成に向けた進捗に関する情報

2020年、2030年の排出予測（の変化）

途上国への支援

削減目標の遵守の自己評価の制度、国内の目標不遵守
に対する国内措置のルール（報告は奨励） など



IAR
（
COP17
採択）

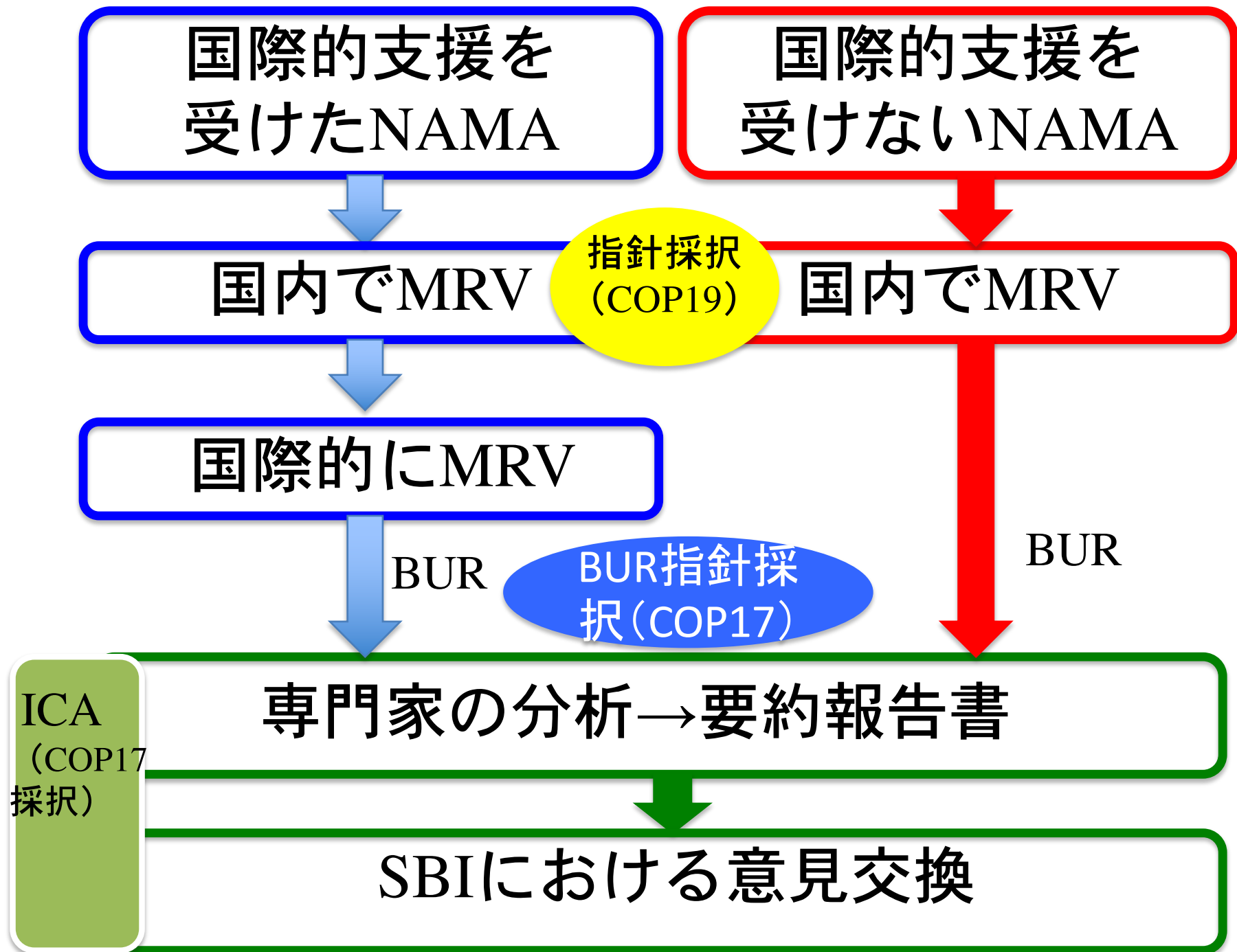
専門家の審査→審査報告書

改正審
査指針（
COP19採
択）



SBIにおける多国間評価

図 途上国のNAMAの検証のしくみ



15条遵守(L.5)の要点

- 京都議定書の遵守委員会と比べ、委員会の構成や手続は大きく変わらないが、促進的な性格を強調、履行強制的な性格・機能がなくなる
 - 履行強制や紛争解決の機能を持つ機関であることを否定(para. 4)
- 関係国の国家主権をより尊重＝委員会の権限を相対的に弱める
 - NDC・情報提出の有無は自動的に委員会の検討対象となるが、NDC・情報の内容については関係国の同意なしには検討対象とならない。しかも「重大で、継続的な不一致に関する事案」のみ「促進的検討」(para. 22(b))
 - 委員会への情報提供は奨励されるにとどまる(para. 35)
- 委員会が課す措置は促進的
 - なお事実認定の発表は一定の制裁的性格が認めうるともいえる
- 制度上の問題(systemic issue)も検討
 - 支援へのアクセスの問題なども検討される余地があるか
- 各国の能力と状況への特別の留意を繰り返し規定
 - ただし、柔軟性は、パリ協定や指針で定められた範囲で認められる
- 専門家や市民社会の手続関与の権利について不明確(委員会が要請することはできる)

全体の進捗評価 (Global Stocktake; GST) (L.16) の要点 (1)

- パリ協定の目的とその長期目標の達成に向けた**集団的な進捗を評価**するために実施の全体評価 (stocktake) を定期的に行う
- **①情報収集と準備、②技術的評価、③アウトプットの検討**という形で行う
- **SBIとSBSTAが補佐して行う。を設置** **合同のコンタクトグループ**
- **専門家によるインプットの検討を通じた、専門的対話 (technical dialogue) を行い、合同のコンタクトグループを支援する**
 - **対応措置と損失と損害についてその過程で考慮**

GST(L.16)の要点(2)

- 技術的評価を行うセッションの1つ前のセッションで開始し、CMA6(2023年)に先立つ2セッション(IPCCの報告書発表のタイミング次第で3セッション)行う
- 個別の国に焦点を置かない。政策的に義務づけるような検討は行わない
- GSTを指針に、NDCを、国連事務総長が開催する特別会合に提出するよう締約国に要請

9条5(資金に関わる情報)に関する決定の要点

- 9条5に関する決定は、基本的に、2年ごとに先進国が提出する9条1及び9条3に関わる資金に関する情報の取り扱いとそのタイミングを定める
- 情報の範囲は、基本的にパリ協定で合意した範囲を超えていない。特に、将来の資金提供の額についての情報は「as available」(そういう情報が利用可能な場合に)提供することが求められるにとどまる

適応基金に関する決定の要点

- 適応基金は、パリ協定6条4の利益の一部 (share of proceeds; SOP) からの資金が利用可能となった段階で、京都議定書を離れてパリ協定の機関となる
- 適応基金には、パリ協定6条4のSOPから資金が提供される。JCMなどが対象となるだろう6条2の活動については、適応基金への資金提供の対象とならない
- CDMなど京都議定書の市場メカニズムからの資金はパリ協定の下に移行後も引き続き適応基金が受け取る

新たな資金目標(L.10)の要点

- パリ協定の締約国は、2025年までに年1000億米ドルを下限とする新たな資金目標を決定する(1/CP.21, para. 53)ことになっている
- 2020年のCMA3から検討を開始することを決定(決定 para. 1)
 - 2018年12月14日付けの議長テキストにはこの開始のタイミングについて規定はなかった

その他のCOP24の決定事項

- 実施・野心度
 - 特に気候変動の悪影響に脆弱な途上国での異常気象やslow onset eventsに関する現実の、緊急の、生起するニーズを懸念をもって留意(para.13)
 - すべての締約国により排出削減及び適応の最大限の努力を確保するために野心度の一層向上させる緊急性を強調(para. 14)
 - 2020年までに、パリ協定4条19にしたがって長期戦略を提出するという締約国への要請を再確認(para. 21)
 - 2020年までに、2025年目標を提出している締約国は新しい目標(NDC)を提出し、2030年目標を提出している締約国はNDCを提出または更新するという要請を再確認(para. 22、23)
 - NDC作成に際してタラノア対話の結果、インプット、アウトプットを検討するよう締約国に要請(para. 37)
- IPCC 1.5度特別報告書

米国・ブラジル等の影響

- 米国代表団の交渉の立ち位置は変わらず
 - 「米国に公平な条件」はいまだ提示されず
 - ルールブックには積極的に関与
- ブラジルの動向

石炭火力をめぐる動き

- **POWERING PAST COAL ALLIANCE (脱石炭促進アライアンス)** (2017年11月立ち上げ)
 - 英国とカナダが主導
 - **2018年12月現在、30の国が参加**
 - カナダ、英国、オーストラリア、アンゴラ、ベルギー、コスタリカ、デンマーク、エルサルバドル、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マーシャル諸島、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ニウエ、ポルトガル、セネガル、スウェーデン、スイス、ツバル、バヌアツ
 - **22の州・自治体**が参加
 - カナダ：アルバータ州、ブリティッシュ・コロンビア州、オンタリオ州、ケベック州、バンクーバー市
 - 英国：スコットランド政府、ウェールズ政府
 - 米国：カリフォルニア州、コネチカット州、ハワイ州、ホノルル市、ミネソタ州、ロサンジェルス市、ニューヨーク州、オレゴン州、ワシントン州
 - 豪州：オーストラリア首都特別地域、シドニー市、メルボルン市
 - その他：スペイン・バレアレス諸島政府、韓国・忠清南道、オランダ・ロッテルダム市
 - **28の企業**が参加
 - Abraj Group, Alterra Power Corp., ArcTern Ventures, Autodesk, Avant Garde Innovations, BT, CCLA Investment Management Limited, Diageo, Drax, DSM, Econet Group, EcoSmart, Electricité de France (EDF), Engie, GreenScience, Iberdrola, Kering, Marks and Spencer, Natura Cosmetics, Ørsted, Pacific Islands Development Forum, Salesforce, SSE, Storebrand, Unilever, Virgin Group, XPND Capital
 - **温暖化問題**としてだけでなく、**大気汚染問題、健康問題**として強い懸念
- **欧州電気事業連合会 (EURELECTRIC) 声明** (2017年4月5日)
 - **加盟の電気事業者は、2050年までに、炭素を排出しない電力供給を実現すると誓約**
 - **そのために、2020年以降は、石炭火力発電所を新設しないと誓約** (ただし、ポーランド、ギリシャの電気事業者は、この誓約を支持せず)

自治体の取り組み

- C40
 - 2018年10月29日現在、世界で96の都市が加盟（総人口6億人以上、世界GDPの4分の1相当）。日本からは東京都と横浜市が参加
- Under2MOU
 - 2018年10月29日現在、世界で43カ国の220の地域等がMOUに署名（世界の人口の17%に相当する13億人以上、30兆米ドルの経済規模（世界GDPの約40%相当））。日本からは岐阜県が参加
- Global Covenant of Mayors for Climate & Energy
 - 気候変動に対処し、低炭素でレジリエントな社会への移行への取り組みを促進し、支援する都市と地方政府の国際的アライアンス
 - 2018年12月19日現在、7.86億人（世界の人口の10.30%）以上の住民を有する120をこえる国の9194の都市・自治体が参加
 - 日本からは、広島市、北九州市、富山市、横浜市、東京都、五島市、群馬県南牧村、二セコ町、大津市、豊中市、三島市、岡崎市、豊田市、京都府与謝野町が参加

Science Based Targets (SBT)

- CDP、国連グローバル・コンパクト、WRI、WWFによる共同イニシアチブ。世界の平均気温の上昇を「2度未満」に抑えるために、**企業に対して、科学的な知見と整合した削減目標を設定することを推奨。**
- **507社が参加。**うち目標が科学と整合(2℃目標に整合)と**認定されている企業は163社** (2019年1月4日現在)。
(出所) <http://sciencebasedtargets.org>

【目標が科学と整合と認定されている企業 全163社】

AB inBev, ACCIONA, Adobe Systems, Advanced Micro Devices, Alma Media, Asahi Group Holdings, ASICS Corporation, ASKUL Corporation, Astellas Pharma, AstraZeneca, Atos, Auckland Airport, Autodesk, Bacardi, BillerudKorsnäs, Biogen, bpost, Brother Industries, BT, Caesars Entertainment, Canadian National Railway Company, Capgenini Group, Capgemini UK, Carlsberg Group, Castellum, CEWE Stiftung & Co. KGaA, Cisco Systems, City Developments Limited (CDL), Coca Cola European Partners, Coca-Cola HBC, Colgate-Palmolive Company, Constantia Flexibles International, Covivio, CTT – Correios de Portugal, CVS Health, Dai Nippon Printing, Daiichi Sankyo, Daiwa House Industry, Danone, Dell Technologies, Delta Electronics, Dentsu, Diab International, Diageo, Edge Environment Pty, EDP - Energias de Portugal, Electrolux, Elisa Corporation, Emira Property Fund, Eneco, Enel, Enviro-Mark Solutions, Ericsson Group, EVRY, Farmer Bros., Ferrovial, FIRMENICH, Forest City Realty Trust, Fujifilm Holdings, Fujitsu, Gecina, General Mills, Givaudan, Hewlett Packard Enterprise, Hilton, Hindustan Zinc, HK Electric Investments (HKEI), Host Hotels & Resorts, HP, HUBER+SUHNER Group, Husqvarna, ICA Gruppen, IKEA, Ingersoll-Rand, International Flavors & Fragrances, International Post Corporation (IPC), Kawasaki Kisen Kaisha (K Line), Kellogg Company, Kering, Kesko Corporation, Kilroy Realty Corporation, Kingspan Group, Kirin Holdings, Komatsu, Konica Minolta, Koninklijke KPN NV (Royal KPN), Landsec, Las Vegas Sands, Legrand, Level 3 Communications, Levi Strauss & Co., LIXIL Group, Lundbeck, L'Oréal, Mahindra Sanyo Special Steel, Marks & Spencer, Mars, Marui Group, Mastercard, McDonald's, Morgan Sindall Group, Muntions, Nabtesco, NEC, Nestlé, News Corp, Nippon Yusen Kabushiki Kaisha, Nokia, Nomura Research Institute, NRG Energy, Origin Energy, Orkla, Panalpina Welttransport Holding, Panasonic, PepsiCo, Pfizer, Philip Morris International, PostNord, Procter & Gamble Company, Prologis, Proximus, Pukka Herbs, Red Electrica de España, Ricoh, SAP, Seiko Epson, Sekisui Chemical, Sekisui House, Seventh Generation, SGS, SIG Combibloc, Singapore Telecommunications (Singtel), Skunkfunk, Sony, Sopra Steria Group, Stanley Black and Decker, Stora Enso, SUEZ, SUMITOMO CHEMICAL, Sumitomo Forestry, Suntory Beverage & Food, Suntory Holdings, Swisscom, Symrise, TELEFONICA, Tennant Company, Tesco, TETRA PAK, Thalys, TODA Corporation, Tyson Foods, UBM, Unicharm, Unilever, Verbund, Wal-mart Stores, Wipro, Österreichische Post, Ørsted

日本企業のSBTs (2019年1月4日現在)

SBTの認定を うけた企業 (33社)	アサヒグループホールディングス、アシックス、アスクル、アステラス製薬、NEC、川崎汽船、麒麟、コニカミノルタ、コマツ、サントリー、サントリー食品インターナショナル、住友化学、住友林業、セイコーエプソン、積水化学工業、積水ハウス、ソニー、第一三共、大日本印刷、大和ハウス、電通、戸田建設、ナブテスコ、日本郵船、野村総研、パナソニック、富士通、富士フイルム、ブラザー工業、丸井グループ、LIXIL、リコー、ユニ・チャーム
SBTの策定を 約束している 企業 (34社)	味の素、イオン、エーザイ、NTTドコモ、MS & ADインシュアランスグループホールディングス、大塚製薬、オムロン、花王、KDDI、小林製薬、清水建設、SOMPOホールディングス、大成建設、武田薬品、ダイキン工業、大東建託、東京海上ホールディングス、トヨタ自動車、日産自動車、日本板硝子(NSGグループ)、日本ゼオン、日本たばこ産業(JT)、日立、日立建機、不二製油グループ本社、ベネッセ、本田技研工業、三菱電機、明電舎、UK-NSI(日本精機)、ヤマハ、ヤマハ発動機、横浜ゴム、YKK AP

日本企業のSBT

- 企業は、サプライチェーン、バリューチェーンからの排出量 (Scope 3の排出量) を削減する野心的な目標を誓約している
 - リコー (2017年7月)
 - 2050年までに排出実質ゼロを達成することをめざし、2030年までに2015年比でスコープ1とスコープ2の温室効果ガスの絶対排出量を30%削減。購入する財とサービス、輸送、製品使用からのスコープ3の排出量を2030年までに2015年比で15%削減
 - 大日本印刷 (2018年7月)
 - 2030年度に事業活動からの温室効果ガスの排出量を2015年度25%削減。買入価額で90%の主要サプライヤーが2025年度までにSBTを設定するよう取り組むことを誓約
- 日本政府は、Science Based Target の登録を積極的に支援すると誓約。2020年3月末までに100社の認定を目指す (17年12月のOne Planet Summitで河野外相表明)